



2011年7月20日

報道関係者各位

楽天証券株式会社

法人向け取引サービス開始のお知らせ

楽天証券株式会社（代表取締役社長：楠 雄治、本社：東京都品川区）は、2011年8月8日（月・予定）より、法人での取引サービスの提供を開始いたします。株式会社や公益法人・公共法人名義など、法人のお客様からの口座開設を8月6日（土・予定）から受付いたします。

2006年に施行した「会社法」により会社設立時の最低資本規制が撤廃されたことにより、比較的容易に株式会社の設立が可能になったことを背景に、弊社に法人名義による取引の要望を多くいただいております。本対応では、国内株式や海外株式などの商品を法人名義で取引できるようになるほか、「楽天FX（外国為替証拠金取引）法人コース」の取引口座を開設なされた場合、楽天FXのレバレッジを最大100倍まで設定したお取引が可能になります。

楽天証券では、楽天銀行および新生銀行との提携による証券仲介口座やIFA（独立系フィナンシャルアドバイザー）を活用したアドバイザーサービス専用口座など、新たな顧客層の開拓に努めてまいりました。このたび、法人名義での口座開設を開始することで、潜在顧客のさらなる開拓を図り、顧客基盤の拡大を目指してまいります。

【サービス概要】

■ 法人口座申込開始日

2011年8月6日（土）開始予定（取引は8月8日（月・予定）から）

■ 対応商品

サービス開始時(2011年8月8日(月))からお取引可能な商品※1	2011年秋以降に対応予定の商品
国内株式(現物)、楽天FX(外国為替証拠金取引※2) 米国株式、中国株式、投資信託※3(投信積立を含む)、 外国債券、仕組債券、カバードワラント、為替取引	国内株式(信用)、先物・オプション取引、 海外先物取引、楽天CFD

※ 1 上場企業およびその子会社等の場合、一部取引に制限がございます。

※ 2 100倍までのレバレッジ(最大上限100倍)でお取引いただけます。

※ 3 MRF・MMF・外貨建MMFは対象外となります。



■ 「楽天FX」法人コース

法人口座を開設なさった方を対象に、「楽天FX（外国為替証拠金取引）」法人コースを提供いたします。2011年8月1日（月）から、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正により、個人のお客様がFXを取引なさる際のレバレッジが最大25倍に規制されます。

ただし、法人のお取引は規制の対象にあたらないため、「楽天FX」法人コースを取引なさる際のレバレッジを最大100倍まで設定して取引を行うことが可能です。

「楽天FX」法人コース	「楽天FX」（個人名義の口座での取引の場合）
レバレッジ最大 100 倍の取引	レバレッジ最大 25 倍の取引(2011年8月1日～) ※2011年7月31日までのレバレッジは最大 50 倍

【手数料等およびリスクの説明について】

弊社の取扱商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、楽天証券ホームページの「[投資にかかる手数料等およびリスク](#)」ページに記載されている内容や契約締結前交付書面等をよくお読みになり、内容について十分にご理解ください。

商号等：楽天証券株式会社（[楽天証券ホームページ](#)）

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 195 号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会